

赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領（平成２２年赤磐市告示第５５号）新旧対照表

改正後	現行
（趣旨） 第１条 この要領は、赤磐市が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項の規定（同令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）に基づき、最低制限価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 （対象） 第３条 この要領により最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事及び建設コンサルタント業務等とする。ただし、最低制限価格を設定することが適当でないと市長が認めるものを除く。 （最低制限価格基準率の算定方法） 第４条 <u>建設工事における最低制限価格基準率</u>（以下「基準率」という。）は、次の計算式により算出した率（小数点第３位以下を切り捨てた率）とする。ただし、その率が０．９を超える場合にあつて	（趣旨） 第１条 この要領は、赤磐市が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。） _____ の競争入札において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項の規定（同令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）に基づき、最低制限価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 （対象工事） 第３条 この要領により最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事とする。ただし、最低制限価格を設定することが適当でないと市長が認める工事を除く。 _____ （最低制限価格基準率の算定方法） 第４条 _____ <u>最低制限価格基準率</u>（以下「基準率」という。）は、次の計算式により算出した率（小数点第３位以下を切り捨てた率）とする。ただし、その率が０．９を超える場合にあつて

は0.9とし、0.75に満たない場合にあっては0.75とする。 (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)÷工事価格 2～3 (略) <u>4 建設コンサルタント業務等における最低制限価格基準率は0.70とする。</u>	は0.9とし、0.75に満たない場合にあっては0.75とする。 (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)÷工事価格 2～3 (略)
--	---